

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会

第1回

日時 平成21年3月25日(水) 17:00～19:00

場所 厚生労働省(17階)専用第18～20会議室

議事次第

開会

開会挨拶

座長選出

議題

1. 救急救命士制度の現状等について
2. 検討対象の業務の現状と研究内容について
3. その他

閉会

<配布資料>

座席表

議事次第

開催要綱

資料1 救急救命士制度の現状等について

資料2 松本参考人提出資料(松本尚 日本医科大学救急医学講座准教授)

資料3 中川参考人提出資料(中川隆 愛知医科大学病院救命救急科教授)

参考資料1 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(平成21年3月2日医政指発第0302001号医政局指導課長通知)

参考資料2 「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成15年3月26日医政発第0326002号医政局長通知)

参考資料3 「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について」(平成16年3月23日医政発第0323001号医政局長通知)及び関連通知

参考資料4 「救急救命士の薬剤(エプネフリン)投与の実施について」(平成17年3月10日医政発第0310001号医政局長通知)及び関連通知

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

救急救命士については、平成3年の救急救命士法により創設された医療関係職種であり、医師の指示の下に、傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者である。病院前救護を強化し傷病者の救命率の向上等を図るため、救急救命士の業務に関する要望が提起されており、救急医療提供体制の一層の充実を図る観点から救急救命士の業務のあり方等について検討を行う。

2. 構成員

- (1) 各分野の有識者により構成する。(別紙のとおり。)
- (2) 構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 救急救命士の業務範囲
- (2) 救急救命士の業務の実施体制、教育内容、検証体制
- (3) その他

4. 検討スケジュール

平成21年3月25日(水) 第1回を開催

5. 運営等

- (1) 検討会は、原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (2) 検討会は、医政局長が主催し、その庶務は医政局指導課において行う。